

「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」

<平成18年2月>

平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」と呼ぶ。）が示されました。新宿区は平成16年2月の「路上生活者概数調査」（東京都実施）により、区内のホームレス数が23区中最多となったこと、同年7月に東京都が「ホームレスの自立支援等に関する実施計画」を策定したことなどを受け、区がこれまで実施してきたホームレス対策事業を見直すことで、実効性の高い総合的なホームレスの自立支援等に関する推進計画を策定することとしました。

計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間です。

ホームレスの定義

「特別措置法」では、「ホームレス」とは、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義しています。

「ホームレス」という言葉は、家を失って公園や路上などで寝起きし、社会とのつながりをなくしている人を指している言葉で、人間性や能力のことをいっているのではなく、「その人が置かれている状態」を表しているだけなのです。

ホームレスの人数

新宿区は、平成16年8月の1,102人から平成17年2月の590人と、ホームレスが大幅に減少し、約半数になっています。これは、「地域生活移行支援事業」などの効果です。

(女性ホームレス)

新宿区内の女性ホームレスの比率は、平成16年8月の概数調査では2.27%、平成17年8月の概数調査では1.94%となっています。

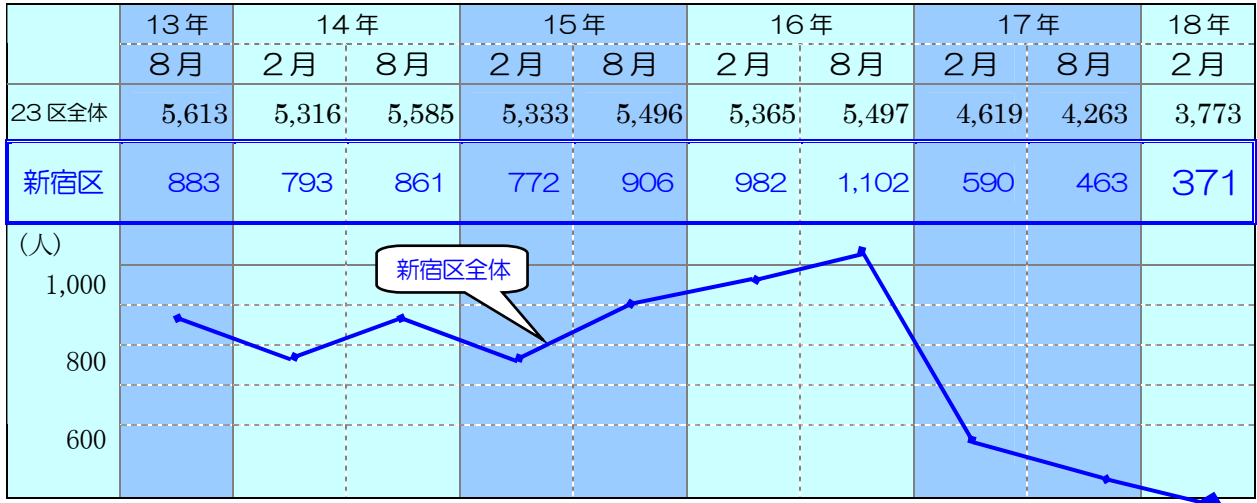
年月	場所	新宿区	23区
15年8月		906	5,496
16年2月		982	5,365
〃 8月		1,102	5,497
17年2月		590	4,619
〃 8月		463	4,263
18年2月		371	3,773

データでみる新宿区内のホームレスの人たち

① ホームレスの人数

「路上生活者概数調査」

〔一番多いときより大幅に減ってきていますが、まだまだ多くの方が路上で生活しています。新宿区は、23区の中で、台東区・墨田区・渋谷区に次いで4番目にホームレスの人が多く区です。〕



② 年齢

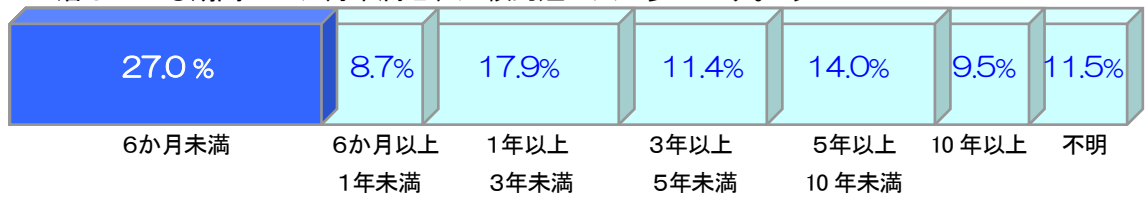
平成15年3月「路上生活者実態調査」

〔平均年齢は53.6歳です。(50歳代40.6%、60歳代29.8%、40歳代18.1%、その他11.5%)〕

③ 路上で生活している期間

平成15年3月「路上生活者実態調査」

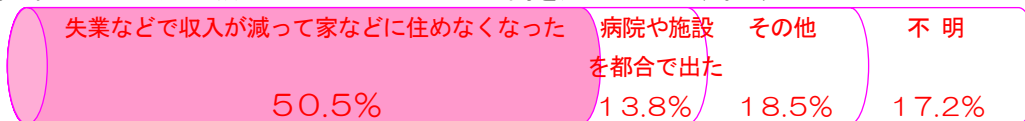
〔路上で生活している期間が6ヵ月未満と、比較的短い人が多いです。〕



④ 路上で生活をはじめた理由

平成15年3月「路上生活者実態調査」

〔失業などで収入が減ってしまったためが5割を超えています。〕



⑤ 新宿に来た理由 (%)

平成15年3月「路上生活者実態調査」

〔新宿で仕事をするため、仕事を探すためが約4割となっています。〕

仕事で来た、日雇いの職業紹介所があるから来た	なじみがある	生活していた	ホームレスが大勢居るから	食べ物がある	その他	不明
41.6	16.2	5.3	3.7	3.0	10.1	20.1

⑥ 希望する生活形態

平成15年3月「路上生活者実態調査」

〔仕事をして家に住んで生活することを望んでいる人が5割を超えています。〕

仕事をして家に住む	56.4%
生活保護を希望する	8.1%
このままでよい	15.4%
その他	20.1%

各調査結果からわかる、新宿区におけるホームレスの状況

ホームレス問題を解決するためには、ホームレスの現状を把握する必要があるため、平成6年度から毎年2月と8月に東京都路上生活者概数調査、平成13年3月東京都ホームレス白書、平成15年3月厚生労働省ホームレスの実態に関する全国調査、そして平成15年3月新宿区路上生活者実態調査などが実施されています。これらの調査から次のようなことがわかります。

新宿区にいるホームレスの人は、

- 平均年齢 … **53.6歳**です。
- 路上で生活している期間 … **6ヵ月未満と、比較的短い人が多い**です。
- 路上生活を始めた理由 … **失業などで収入が減ったためが5割を超えています**。
- **新宿区外から移動してきた人が8割を超えています**。
- 新宿区に来た理由 … **就労を動機とする人が4割を超えています**。
- 希望する生活形態 … **就労による自立を希望する人が5割を超えています**。
- **定住型の人**は、移動型の人より臨時的な仕事で**収入**を得ている人が多いです。
- 定住型の人と移動型の人**の分岐の目安**は、概ね路上生活歴が**6ヵ月**です。

全国調査などと比べた場合、

- **若い層の人が多く**います。
- **路上生活の期間が短い人が多く**います。
- **建設日雇などの高収入の仕事に従事する人が多く**います。

ホームレスの分類と対応

路上生活に至った経緯や個人が抱えている問題、路上生活の期間など、ホームレスの人の様子は一概ではありませんが、一定の基準により分類を行うことは、適切な自立支援施策を考えていくうえで有用です。

1. 路上生活の期間による分類

- (1) **短期**・3ヵ月未満～1年未満・35.7%〔仕事、情報型〕

【都区共同事業「路上生活者対策事業」などによる自立】

緊急一時保護センターに入所し、自立支援センターへと進み、就労による自立に結びつけていきます。

(2) **中期**・1年～10年未満・43.3%〔半福祉半就労型〕

【都区共同事業「地域生活移行支援事業」などによる自立】

低家賃の借り上げアパートに入居し、生活相談によるアフターフォローを行いながら、就労のための支援を続けます。

(3) **長期**・10年以上・9.5%〔精神的ケア、サポート型〕

【都区共同事業「巡回相談センター事業」など】

相談員が訪問して接触を重ねながら、信頼関係を築いていくことが最も重要で、着実に路上生活からの脱却を進めていきます。

2. 特別な問題を抱えるホームレス

(1) 多重債務問題を抱えている人

早急に救済のための支援を行い、社会復帰のための環境を整えることが必要です。その際、金銭管理の指導や助言と併せて、相談に十分に応じることが、再度、路上生活に陥ることを防ぎます。

(2) アルコール問題を抱えている人

アルコール問題を抱えた人の生活指導や訓練を行っている専門の施設などと連携して対応していきます。

(3) 精神等の障害を抱え、路上生活となった人

相談員が訪問して接触を重ねながら、本人の受診意欲を引き出して、医療機関などにつなげ、受診の継続を支援していきます。

(4) 女性ホームレス

若い女性もいて、男性と比べると年齢の幅が広く、単身者のほか、男性パートナーといる人や母子など、家族型の形態をとっている人も少なくありません。既存の「路上生活者対策事業」は男性ホームレスのみを対象とした自立支援施策となっていますが、これらの女性ホームレスのための別の対応や施策が必要になっています。

新宿区の取り組み

〇〇 東京都と23区の共同事業 〇〇

『 緊急一時保護センター 』

- ・1カ月～2カ月間入所して、健康診断や生活相談を受け、体力を回復します。

『 自立支援センター 』

- ・次に、ここで、働く意欲が高くて健康な人に、就職のための相談をします。
会社などの面接を受けて就職し、アパートなどに入居し、自立生活を始めます。

『 地域生活移行支援事業 』

- ・低額な家賃でアパートを貸して、相談員が巡回して生活相談を行い、併せて就職のための支援をしながら、再び路上にもどることがないように支援しています。

『 路上生活者巡回相談事業 』

- ・路上にいるホームレスに声をかけ、福祉施策などの情報提供と相談を行います。相談員が信頼関係を築いていながら、路上からの自立を促していきます。

◇◇◇ 新宿区の事業 ◇◇◇

『 生活保護の相談 』

- ・生活保護の相談や、様々な相談を行っています。

『 食料を渡す 』

- ・必要な人に、乾パンを渡しています。

『 シャワーが使える 』

- ・病院や会社訪問に行く人、衛生面で必要な人などに、シャワーを使ってもらい、清潔な体を保つように援助しています。

『 健康診断をする 』

- ・ホームレスの人が多くいる場所に出張して、健康診断や生活相談をしています。

『 求人情報紙を用意する 』

- ・就職のための情報が見られるようにしています。

『 会社訪問の交通費を貸す 』

- ・就職のための面接を受ける人に、交通費を貸しています。

『 宿泊場所を提供する 』

- ・緊急に保護する必要がある人に食事と宿泊場所を提供します。

『 宿泊所等入所者相談援助事業 』

- ・宿泊所などに入所している元ホームレスの人の自立支援のために、相談員が訪問して生活相談や指導を行っています。
また、アパートへの入居のための指導もしています。

□□□ 連携・協力団体 □□□

『民生・児童委員』

- ・ホームレスの人の話を聞いたり、福祉事務所へ相談に行くように助言しています。

『NPOなどの民間の団体』

- ・ホームレスの人たちの自立支援の活動を行っている団体で、新宿区と一緒に協力してもらい、様々な活動をとおして、ホームレスの人の自立を支援しています。

経費における課題

1. ホームレス問題は広域的に取り組むべき大都市問題であり、特定の自治体だけで対処できるものではありません。新宿区は、東京都と23区が共同して取り組む「都区共同事業」の枠組みで推進していくべきと考え、**国からの財政支援を強く求めていきます。**
2. 国からの財政支援が少ない中で、ホームレス問題は、その解決に向けて、積極的に取り組んでいる自治体の財政に大きな負担となっています。**少ない費用で効果的な方策を工夫していきます。**

ホームレス問題解決に向けた考え方

1. ホームレス問題を解決することが、ホームレス自身にとっても、地域全体にとっても望ましいという共通の視点にたって、**解決策を考えていくことがまず基本的に重要です。**「ホームレスの人権尊重」と「地域住民の不安の解消」は、しばしば対立的に捉えられる場合があります。しかし、そのような対立的な捉え方からは何の解決策も生まれず、また、ホームレスを非難しても、問題は一向に解決しないからです。
2. **ホームレスの人たちのニーズに沿った現実的な対応策を用意することが重要です。**単に立ち退かせても別の場所に移るだけで、また路上などに戻って来てしまっは意味がないからです。
3. 地域住民の不安を解消するためにも、住民やNPO団体の協力が必要です。

ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み

1 『 相談体制を充実させます 』

- ・拠点相談事業「とまりぎ」を関係する団体の皆さんと協力しながら開始します。相談体制を充実させ、区民やホームレスの人からの相談や苦情に対応し、相談をとおしてホームレスの人の自立を支援、区民の皆さんの不安や悩み事の解消に努めます。
- ・「路上生活者巡回相談事業」による、自立のための継続的な支援を行っていきます。また、各施策により自立してアパートに入居した元ホームレスの人たちが、再び路上に戻らないようにサポートしていきます。

2 『 住まいを確保できるように支援をします 』

- ・路上生活から脱却できるように、住まいを確保するための支援をします。主に都区共同事業『地域生活移行支援事業』などです。

3 『 仕事に就けるように支援をします 』

- ・住まいを確保し維持していくため、仕事に就けるように支援します。主に都区共同事業『緊急一時保護センター、自立支援センター』事業などです。

4 『 健康維持や衛生面の向上のための支援をします 』

- ・衛生状況の改善や病気の予防に努めます。「健康診断、シャワーの利用、寄付品を活用した衣類の提供」などです。

5 『 NPO団体等と連携して取り組んでいきます 』

- ・情報交換や事業の委託等、実情に即した効果的な取り組みができるように努めます。

6 『 公共施設の適正管理 』

- ・公園や図書館などが快適に使用できるよう、施設管理者と福祉関係者などが連携して取り組んでいきます。

7 『 啓発活動を行います 』

- ・大人をはじめ子どもにも、ホームレス問題の基本的なこと、解決に向けた取り組みなどを伝えていきます。

区・都・国の役割

ホームレス問題は、地域によって状況に差があり、新宿区のように必ずしも区内だけではなく、東京都全域、あるいは周辺県などからの人が流入して路上生活をしている現状を考えると、広域的な行政の責任と連携をどのように築いていくかが課題です。その際、区・都・国の三者が、それぞれ果たす役割を明確にし、連携していくことが大切です。

1 『 区 の 役割 』

- ・住民の快適な生活を守っていくために、適切で実効性のある施策を実施し、また、より自立に役立つ新たな施策を国や都へ提案していきます。
- ・ホームレスになるおそれのある人や、ホームレスになったばかりの人を早期に発見し、相談につなげていけるような施策を実施します。
- ・住民自治の視点から、住民や NPO 団体等と意見交換や情報の共有を図り、効率的に課題を解決するように努めます。

2 『 都 の 役割 』

- ・ホームレス問題は、広域的に取り組むべき大都市問題です。広域自治体として、23区間の調整を行い、問題の共通認識と解決に向けた都区共同の取り組みを推進させるため、リーダーシップを発揮する役割と責任があります。
- ・ホームレス問題は日本全国の問題です。国は財政支援を含めた総合的、且つ抜本的な取り組みをする責任があります。都はこのことを強く国に伝えていく役割があると考えます。

3 『 国 の 役割 』

- ・安定した雇用の拡大を行なうことは国の責任であり、国民全体の経済生活を視野に入れた労働行政、経済政策等の実施を要望します。
- ・ホームレスの自立支援に取り組む自治体に対して、積極的な財政支援を行うように要望します。
- ・ホームレスに対する生活保護費は国と広域的自治体で負担するなど制度の見直しを要望します。
- ・ホームレスの自立支援施策を推進するための社会資源を整備するよう要望します。
- ・国民への人権啓発、特に青少年に向けての人命尊重を内容とする人権思想の普及啓発を早急に行うよう要望します。